

甲第653号証

綾部市地域防災計画

原子力災害対策計画編

令和6年6月

綾部市防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第2章 計画の性格	1
第3章 計画の周知徹底	2
第4章 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5章 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備 及び実施	5
第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱	11
第2編 原子力災害事前対策	14
第1章 基本方針	14
第2章 関西電力株式会社との高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画 に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	14
第3章 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携	14
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	15
第5章 情報の収集・連絡体制等の整備	15
第6章 緊急事態応急体制の整備	19
第7章 避難収容活動体制の整備	22
第8章 飲食物の摂取制限及び出荷制限等	25
第9章 緊急輸送活動体制の整備	25
第10章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	25
第11章 住民等への的確な情報伝達体制の整備	26
第12章 行政機関の業務継続計画の策定	27
第13章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 及び国際的な情報発信	27
第14章 防災業務関係者の人材育成	28
第15章 防災訓練等の実施	29
第16章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	30
第17章 災害復旧への備え	30
第3編 緊急事態応急対策	31
第1章 基本方針	31
第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	31
第3章 活動体制の確立	40
第4章 避難、一時移転等の防護措置	48

第5章	治安の確保及び火災の予防	52
第6章	飲食物の摂取制限及び出荷制限等	52
第7章	緊急輸送活動	53
第8章	救助・救急及び医療活動	54
第9章	住民等への的確な情報伝達活動	54
第10章	自発的支援の受け入れ等	55
第11章	行政機能の業務継続に係る措置	56
第12章	水資源対策	56
第13章	家庭動物の対策	57
第14章	関西電力株式会社の行う応急対策	57
第4編	原子力災害中長期対策	59
第1章	基本方針	59
第2章	緊急事態解除宣言後の対応	59
第3章	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	59
第4章	放射性物質による環境汚染へ対処	59
第5章	各種制限措置の解除	59
第6章	災害地域住民に係る記録等の作成	60
第7章	被災者等の生活再建等の支援	60
第8章	風評被害等の影響の軽減	60
第9章	被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援	60
第10章	心身の健康相談体制の整備	61

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、市に隣接する福井県大飯郡高浜町の関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）及びおおい町の関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は、輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の性格

1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び京都府の地域防災計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 市地域防災計画一般対策計画編との整合性

この計画は、「市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画一般対策計画編」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3章 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4章 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日一部改正）を遵守するものとする。

第5章 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策指針 第1(2)①(i) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。

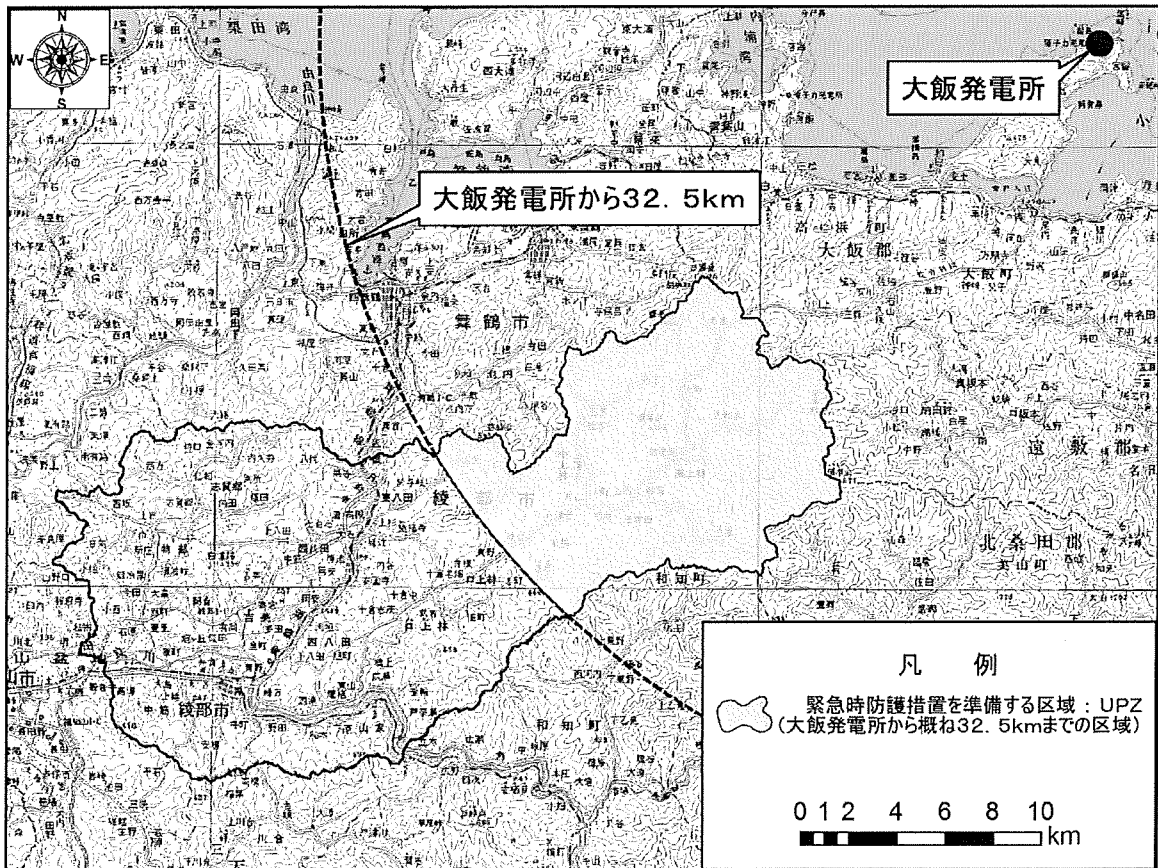
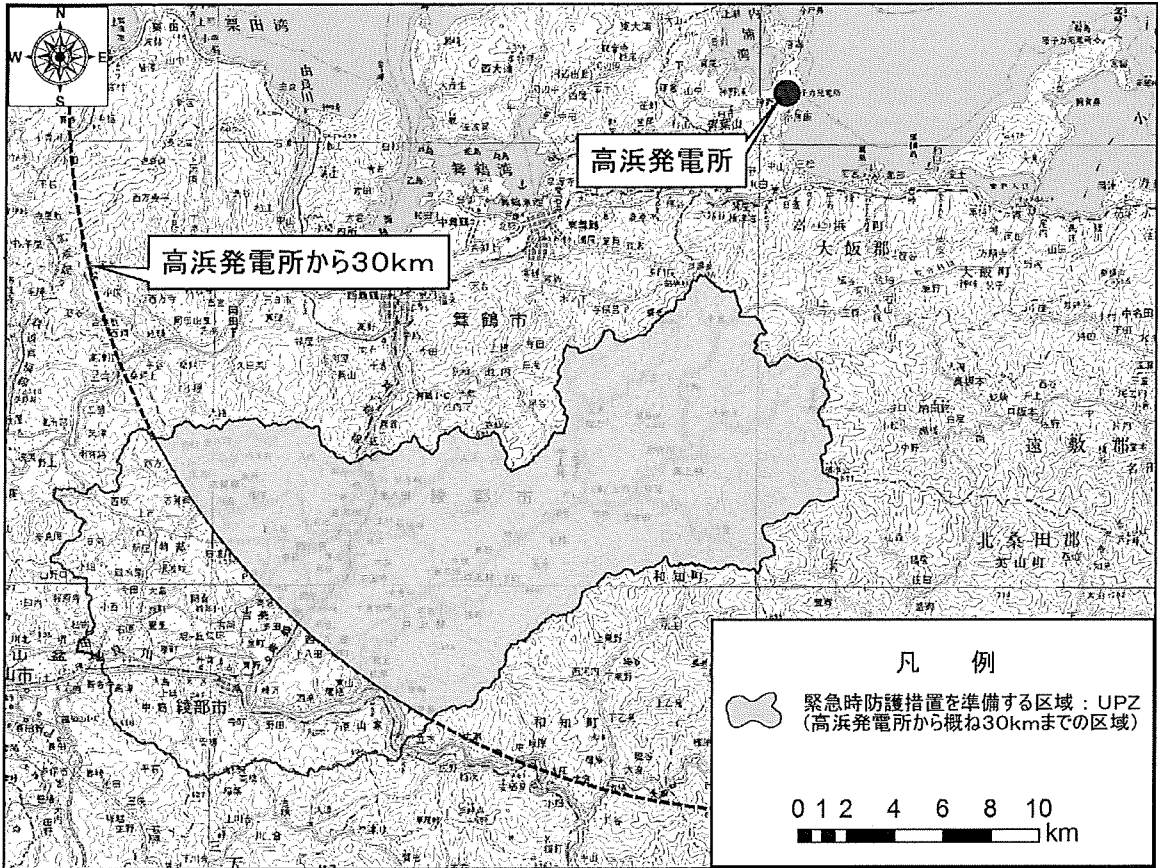
緊急防護措置を準備する区域の範囲及び人口

(UPZ : Urgent Protective action planning Zone)

令和6年4月1日現在

発電所	対象地域	人口
高浜発電所	奥上林地区全域、中上林地区全域、口上林地区全域 山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町） 東八田地区全域、西八田地区全域 吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目） 物部地区（白道路） 志賀郷地区全域	7,257人
大飯発電所	奥上林地区全域、中上林地区全域 東八田地区（大又）	1,262人

※ 発電所からの距離は、高浜発電所：概ね30km、大飯発電所：概ね32.5kmとする。



第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態(高浜町若しくはおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。)
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施することとし、U P Zの範囲外においても、必要に応じて予防的な防護措置(屋内退避)を実施することとする。(別図1のとおり)

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(O I L : Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。(別図2のとおり)

別図1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪当該原子炉事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫当該原子炉事業所所在市町村沿岸を含む津波予報地区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、台風、火山等)。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉炉心冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線がなくなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射性物質が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要があること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射線物質放出後には、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

別図2 O I L と防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を用途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じたための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域一時検査を実施して、基準を超えの際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を用途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を用途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7} 飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 20Bq/kg 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg ^{※8} 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を用途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射器面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射器面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める

第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画一般対策計画編 第1編 第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
綾 部 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市原子力災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 京都府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 水道水の水質管理等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 京都府が行う原子力防災に対する協力 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
京 都 府	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府原子力災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	京都府綾部警察署	1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内待機の呼び掛け 3 交通規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
指定 地方 行政 機関	近畿農政局	1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
	第八管区海上保安本部	1 海上における安全確保及び船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保
	大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
自 衛 隊	陸上自衛隊第7普通科連隊	1 モニタリングの支援
	陸上自衛隊第4施設団	2 緊急輸送の確保
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
	海上自衛隊第23航空隊	
指定 公 共 機 関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 〔放射線(能)の観測設備機材、通信連絡設備、 放射線防護機材、消防救助用機材等〕 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 市及び京都府の実施する原子力防災に対する積極的な 全面協力

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	一般社団法人京都府医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	一般社団法人京都府バス協会	1 避難住民等の輸送
	一般社団法人京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送
公 共 的 団 体	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力

第2編 原子力災害事前対策

第1章 基本方針

本編は、原子力災害特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2章 関西電力株式会社との高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

第1 関西電力株式会社は、毎年、高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、京都府地域防災計画と抵触していないかどうか、京都府に意見を聴いた上で検討を加え、修正の必要があると認められるときは、京都府と協議をした上で当該計画を修正することとされている。

京都府は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画案について、関西電力株式会社から協議の申し入れがあった場合において、速やかに府内関係市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて府内関係市町の意見を聴き、必要に応じて関西電力株式会社との協議に反映させることとされている。

市は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画案について、京都府から受理し、意見聴取があった場合において、市地域防災計画との抵触について期限内に回答するものとする。

第2 関西電力株式会社から高浜発電所及び大飯発電所に係る下記の書類の届出が京都府にあった場合、市は当該届出に係る書類の写しを京都府から受領するものとする。

- 1 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届出
- 2 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届出
- 3 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出

第3章 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

第1 市は、この計画の修正、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の作成を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第2 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、京都府や関係市町等他組織と

の連携などの緊急時モニタリングの対応等については、京都府と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第3 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5章 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、京都府、福井県、関西電力株式会社その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互との連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、福井県、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の確保を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、京都府、関西電力株式会社、その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・ 関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

4 非常通信関係防災機関との連携

市は、非常通信防災関係機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、府、関西電力株式会社その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、市庁舎内及び対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

(1) 高浜発電所及び大飯発電所に関する資料

- ① 高浜発電所原子力事業者防災業務計画
- ② 高浜発電所の施設の配置図
- ③ 大飯発電所原子力事業者防災業務計画
- ④ 大飯発電所の施設の配置図

〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照

(2) 社会環境に関する資料

① 周辺概況図

〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照

- ② 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所及び大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照

- ③ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- ④ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手手段等の情報を含む。）
- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- ⑤ 周辺地域の配慮すべき施設（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所及び大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- ⑥ 拠点となる原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ① 周辺地域の気象資料
- ② モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
- ③ 線量推定計算に関する資料
- ④ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- ⑤ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ⑥ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 防護資機材等に関する資料
- ① 防護資機材の備蓄・配備状況
- ② 避難用車両の緊急時における運用体制
- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- ③ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- 〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- ① 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リストを含む）
- ② 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ③ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 避難に関する資料
- ① 地区ごとの避難計画（移動手手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- ② 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済みのもの）

第3 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、

電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

1 防災行政無線の整備

市は、通信手段を確保するため、防災行政無線の整備・維持に努めるものとする。

2 京都府防災行政無線の活用

市は、京都府と連携し、京都府防災行政無線端末について、確実なルートの設定を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の原子力防災への活用に努めるものとする。

4 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

5 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

6 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

7 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

〔資料〕京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照

第6章 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3編「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び京都府と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

更に、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、京都府及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。

同協議会は、国の原子力災害現地対策本部、京都府、福井県、関係市町村等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、京都府、福井県、関係市町村、関係機関及び関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、京都府、関係市町、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5 防災関係機関相互の連携体制

1 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、福井県、関係市町、指定公共機

関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

- 2 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な助言を整えておくものとする。

第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内の全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第9 対策拠点施設

市は、国及び京都府とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第10 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、京都府、福井県、滋賀県、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の職員で構成される。

市は、緊急時モニタリングセンターにおける、京都府等関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

〔資料〕 京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照

第 11 専門家の派遣要請手続き

市は、関西電力株式会社から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

〔資料〕 京都府地域防災計画 原子力対策編 資料編を参照

第 12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、京都府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第 13 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第 14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第 7 章 避難収容活動体制の整備

第 1 避難計画の策定

市は、国、京都府及び関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、避難計画の策定に当たっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

第 2 避難所等の整備

1 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所

をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。

また、市は指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び京都府の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、京都府等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

3 コンクリート屋内退避施設の整備

市は、京都府と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

5 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、京都府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

6 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部門を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

7 避難所における設備等の整備

市は、京都府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

8 物資の備蓄に係る整備

市は、京都府と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 避難行動要支援者に対する措置

1 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

2 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するも

のとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

- 3 市は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

第4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 市は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- 2 市は、京都府の協力のもと、避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
なお、市は、京都府の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- 3 病院等医療機関の管理者は、京都府及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を策定するものとする。
- 4 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、京都府及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、京都府及び市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

公共施設や観光施設など、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市及び京都府と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

第8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は京都府の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び京都府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一次立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第10 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車等の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となるため、市は、国、京都府及び関西電力株式会社の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8章 飲食物の摂取制限及び出荷制限

第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国、京都府及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第2 飲食物の摂取制限及び出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の摂取制限及び出荷制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第9章 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について京都府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭においた道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、市の道路管理者は、京都府及び京都府警綾部警察署と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報版などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第10章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は京都府及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、PAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。

- 1 市は、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- 2 市は、京都府と連携し、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、効能又は効果、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- 3 市は、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- 1 市は、国及び京都府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- 2 市は、応急対策を行う市の防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の調達、供給活動体制の整備

1 市は、国、京都府及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

2 市は、国、京都府と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

京都府は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第11章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 市は、国及び京都府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

第2 市は、国及び京都府と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、広報体制並びに市防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。

第3 市は、国及び京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5 市は、放送事業者、通信者、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティFM放送、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール（NTTドコモではエリアメール）機能、ワンセグ放送、Lアラート等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12章 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第13章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第1 市は、国、京都府及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に国、京都府及び市等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること。
- 7 要配慮者への支援に関すること。
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること。

第2 市は教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第5 市は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び京都府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第14章 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に国、京都府及び市等が講じる対策の内容に関すること。
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- 10 その他緊急時対応に関すること。

第15章 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

- 1 市は、国、京都府及び関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、
 - (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
 - (2) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
 - (3) 緊急時通信連絡訓練
 - (4) 緊急時モニタリング訓練
 - (5) 原子力災害医療訓練
 - (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - (7) 周辺住民避難・退避訓練
 - (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を京都府と共同又

は独自に行うものとする。

- 2 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、京都府、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、福井県、関西電力株式会社等防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては、次により対応するものとする。

第1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を京都府危機管理部原子力防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第3 京都府及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第17章 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3編 緊急事態応急対策

第1章 基本方針

本編は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

1 情報収集事態が発生した場合

(1) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び市に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

(2) 府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

2 警戒事態が発生した場合

(1) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び京都府並びに市に対して情報提供を行うものとされている。

また、京都府及び市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。

(2) 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、京都府、市及び関係機関に連絡するものとする。なお、連絡系統図は、別図3-1、3-2のとおりである。

(3) 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

3 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

(1) 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者(以下「原子力防災管理者」という。)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに(15分以内を目処)、京都府をはじめ内閣府(内閣総理大臣)、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで

送付する。併せて官邸（内閣官房）、府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付し、さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

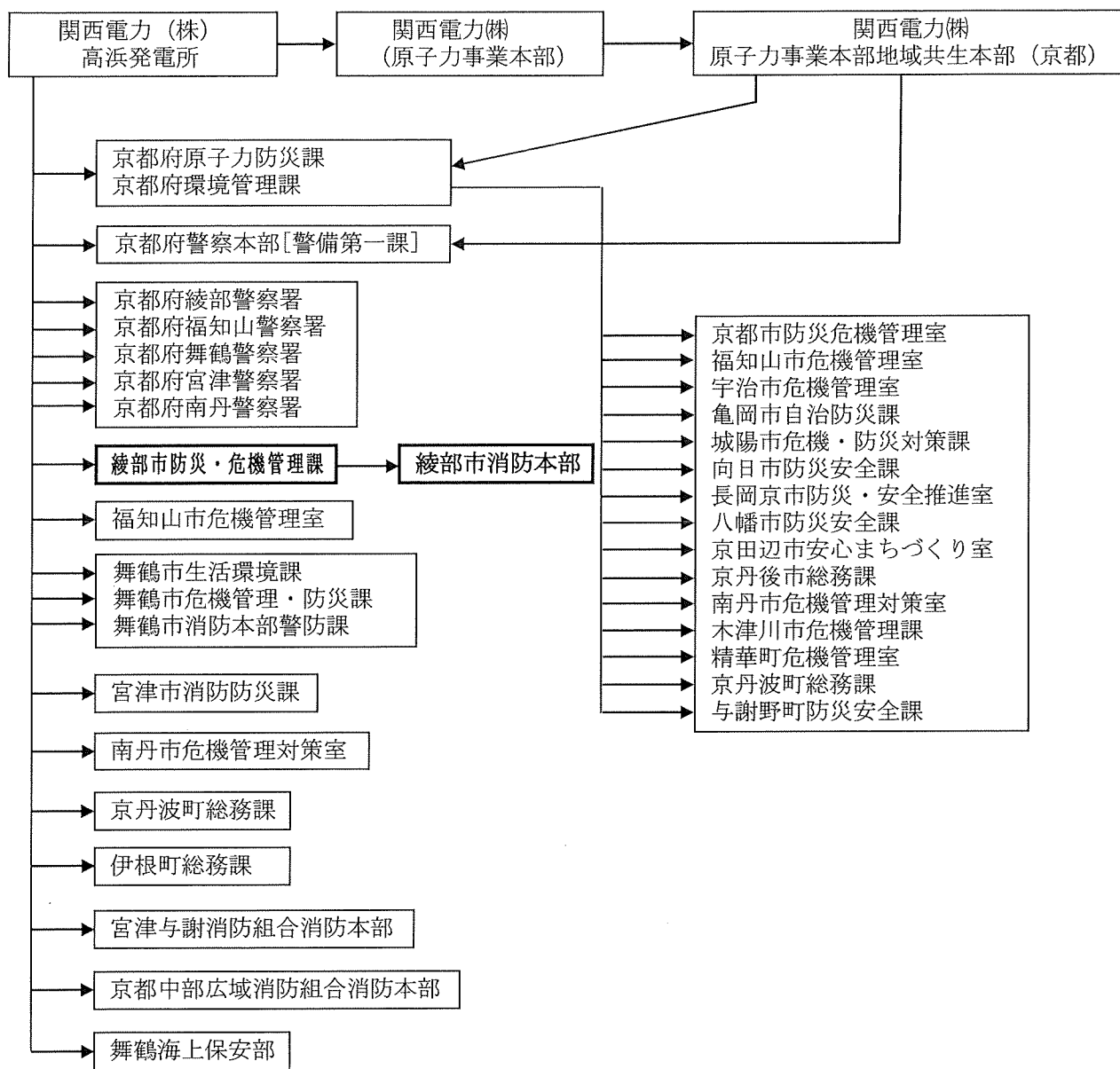
(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸(内閣官房)、内閣府、府及び府内関係市町、府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。なお、これらの連絡系統図は、別図4-1、4-2のとおりである。

(3) 府は、関西電力株式会社及び国から通報連絡を受けた事項について、府内関係市町村に連絡することとされており、市は、府から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(4) 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

別図 3 - 1

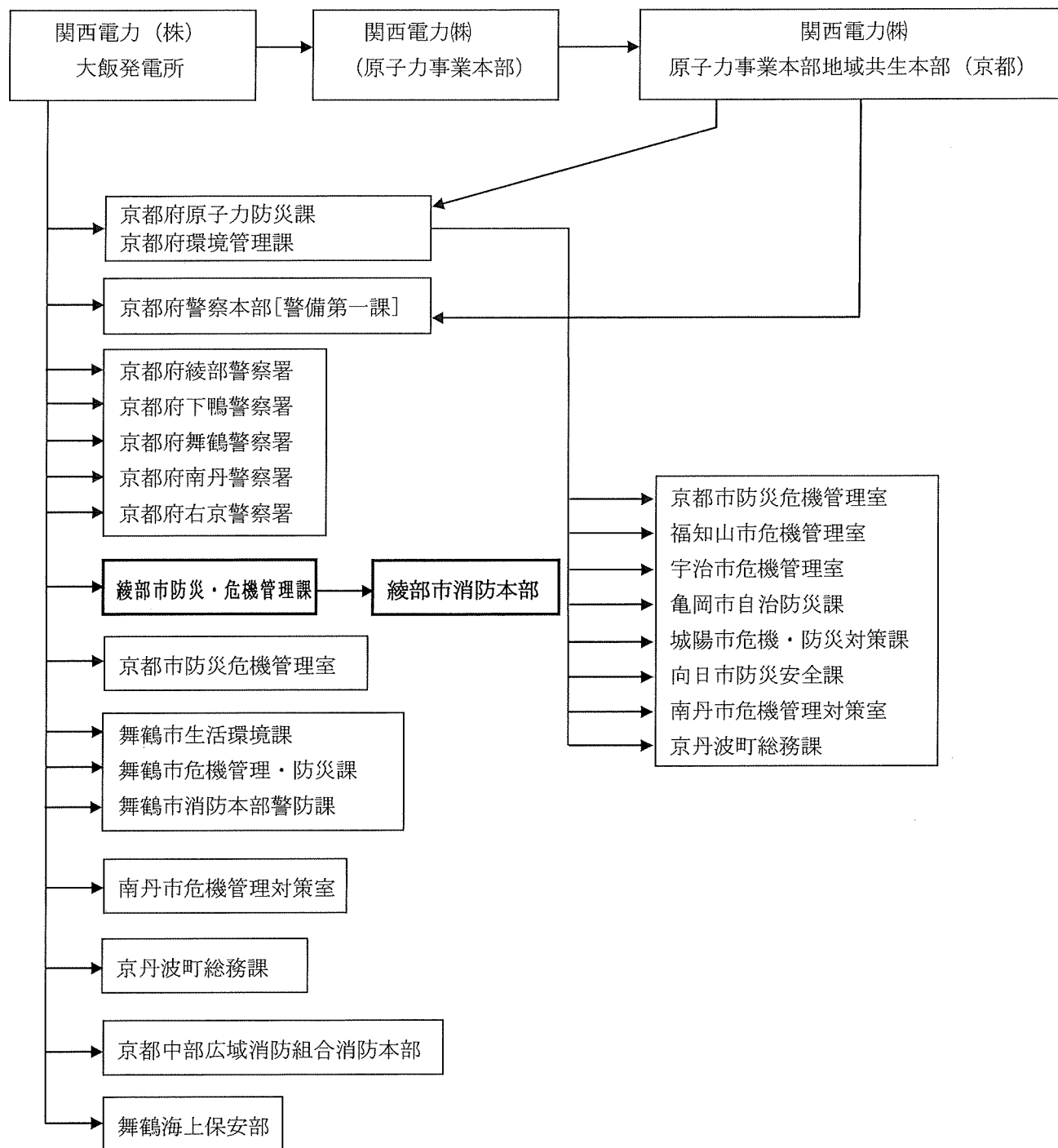
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図（高浜発電所）



※ 関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

別図 3 - 2

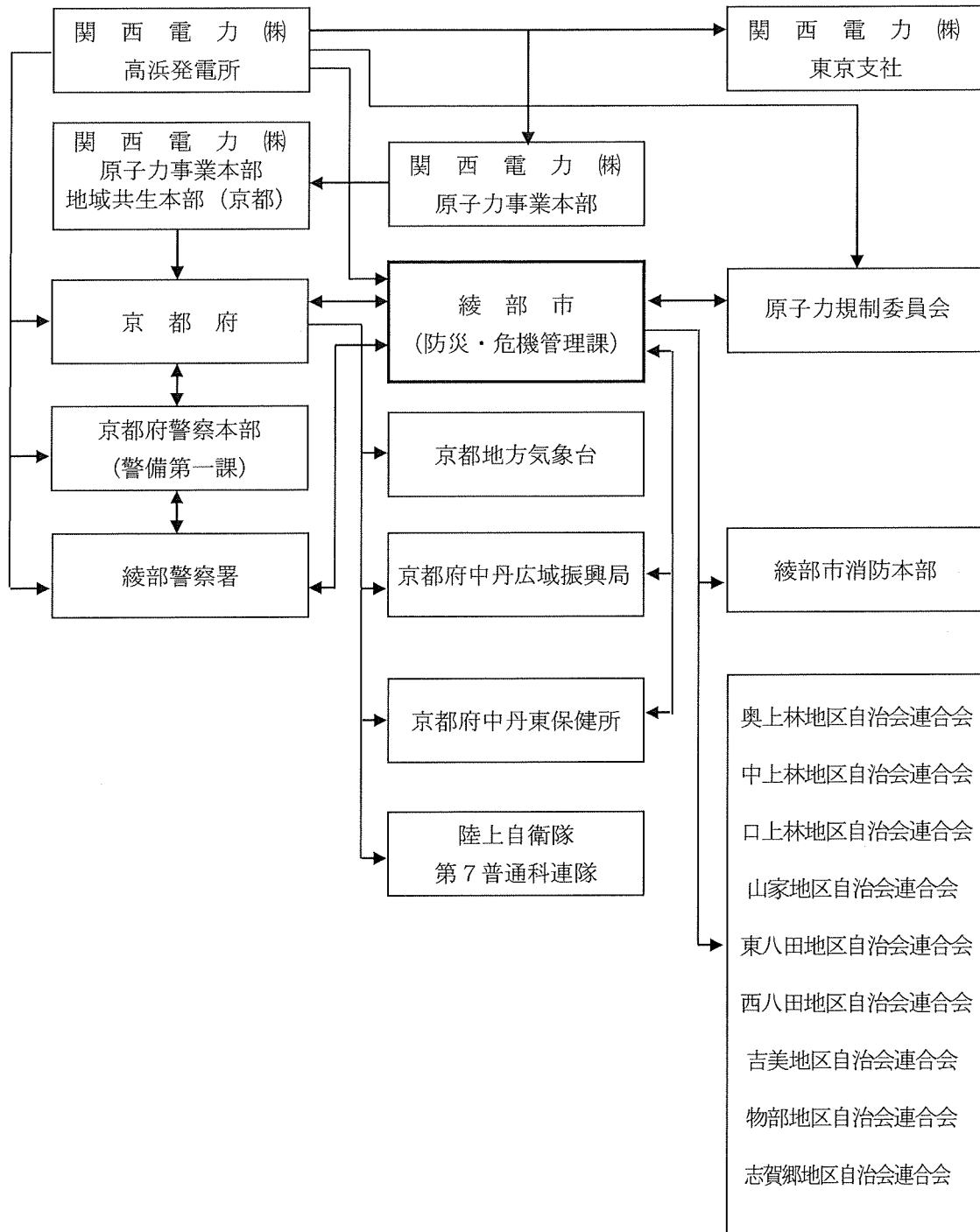
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図（大飯発電所）



※ 関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

別図 4 - 1

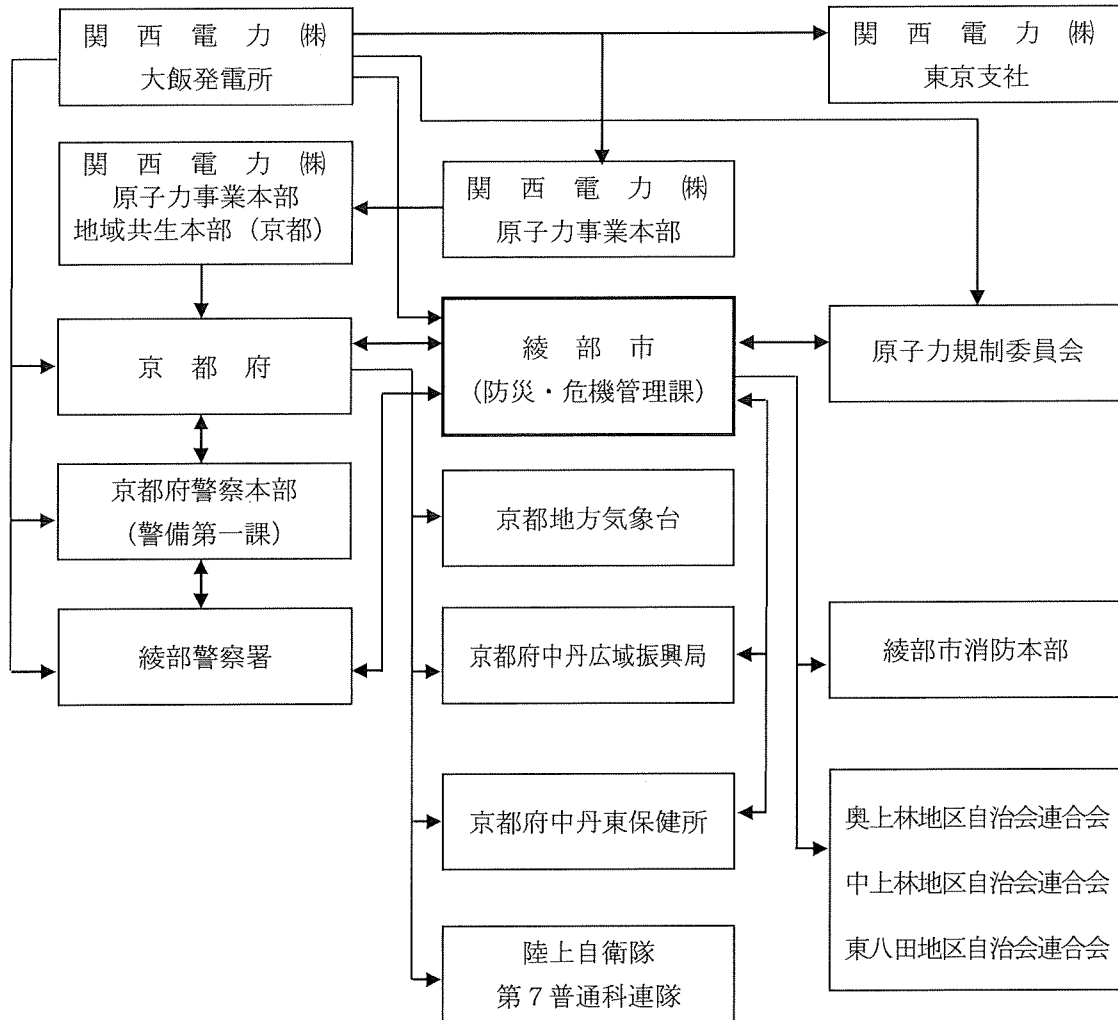
「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(高浜発電所)



※関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図 4 - 2

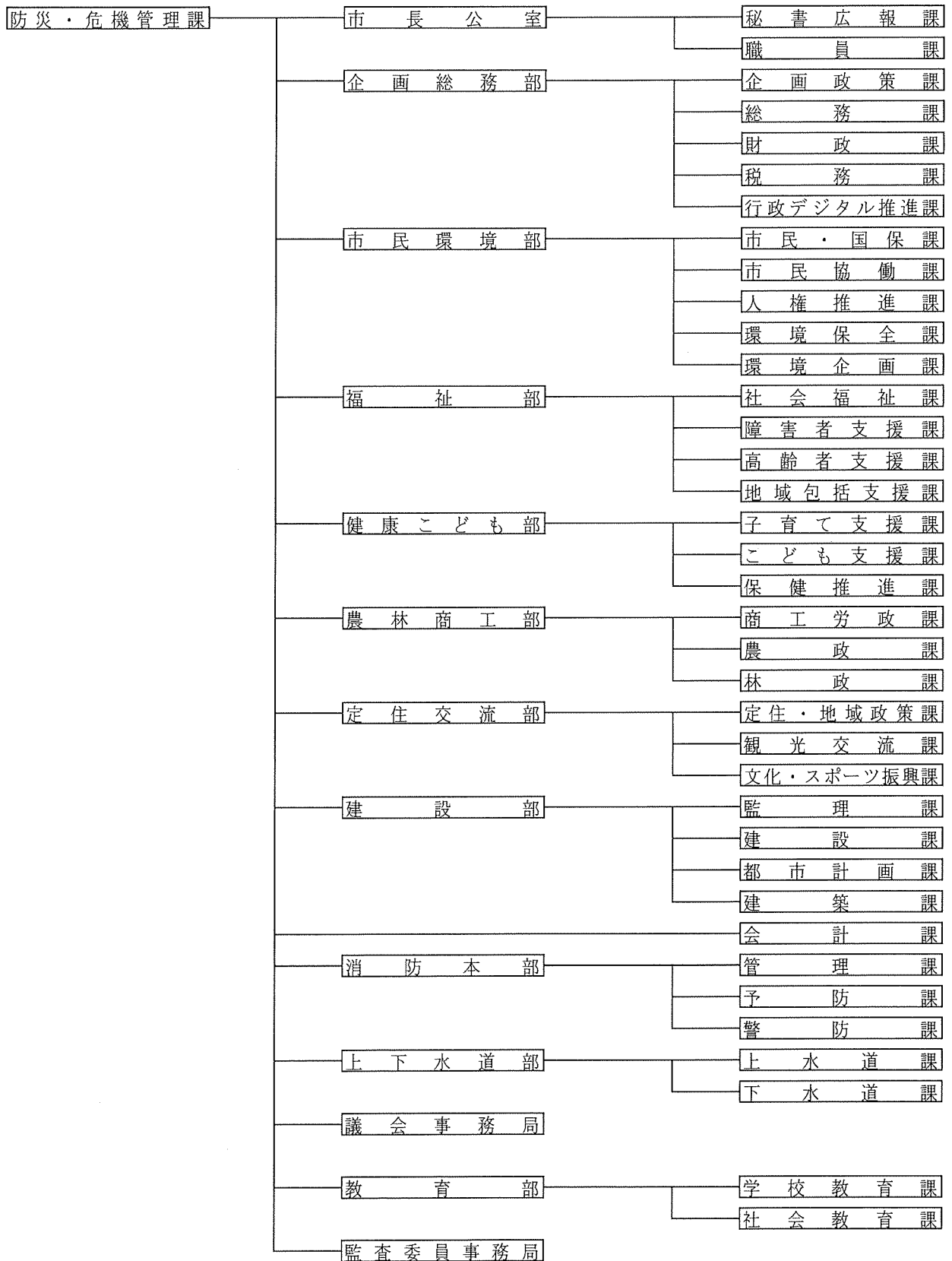
「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(大飯発電所)



※関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図5

綾部市における連絡系統図



第2 応急対策活動情報の連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、市、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡するものとされている。さらに関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、関西電力株式会社から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(3) 市は、指定地方公共機関等との間において、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(4) 市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

(5) 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

(1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとされている。なお、市は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関及び関西電力株式会社、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

(3) 市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(4) 原子力防災専門官等現地に配置された職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町及び京都府をはじめ関西電力株式会社、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や府等の関係機関に協力するものとする。

第3章 活動体制の確立

第1 綾部市の活動体制

1 原子力災害対策のための警戒態勢

(1) 情報収集事態発生時の警戒態勢

市は、情報収集事態発生時に、必要に応じ、原子力災害関係部局連絡会議を開催し、京都府と連携しながら、情報の収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。なお、原子力災害関係部局連絡会議の構成は、別表1のとおりとする。

(2) 警戒事態発生時の警戒態勢

① 原子力災害警戒本部の設置

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、京都府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 原子力災害警戒本部の組織等

原子力災害警戒本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表2及び別表3のとおりとする。

③ 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

④ 対策拠点施設の設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合、京都府、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

⑤ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑥ 国等との情報の共有等

市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑦ 原子力災害警戒本部の閉鎖

原子力災害警戒本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 原子力災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢

① 原子力災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は、市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に直ちに市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府、関西電力株式会社等関係機関と親密な連携を図るものとする。

② 原子力災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

原子力災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

③ 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態の発生の通知を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

④ 対策拠点施設の設営準備への協力

市は、施設敷地緊急事態の発生の通知を受けた場合、京都府、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

⑤ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑥ 国等との情報の共有等

市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑦ 原子力災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

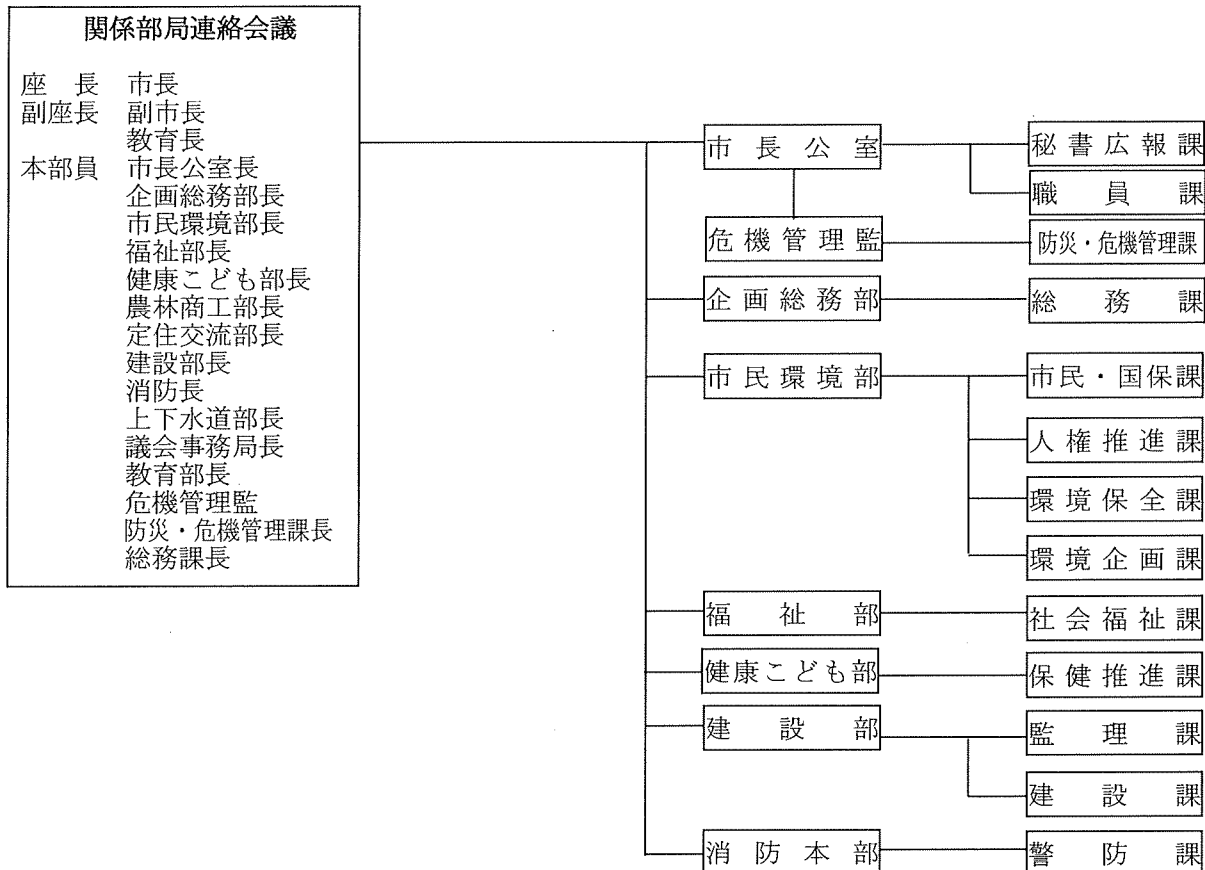
⑧ 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

別表 1

関係部局連絡会議の体制

1 構成



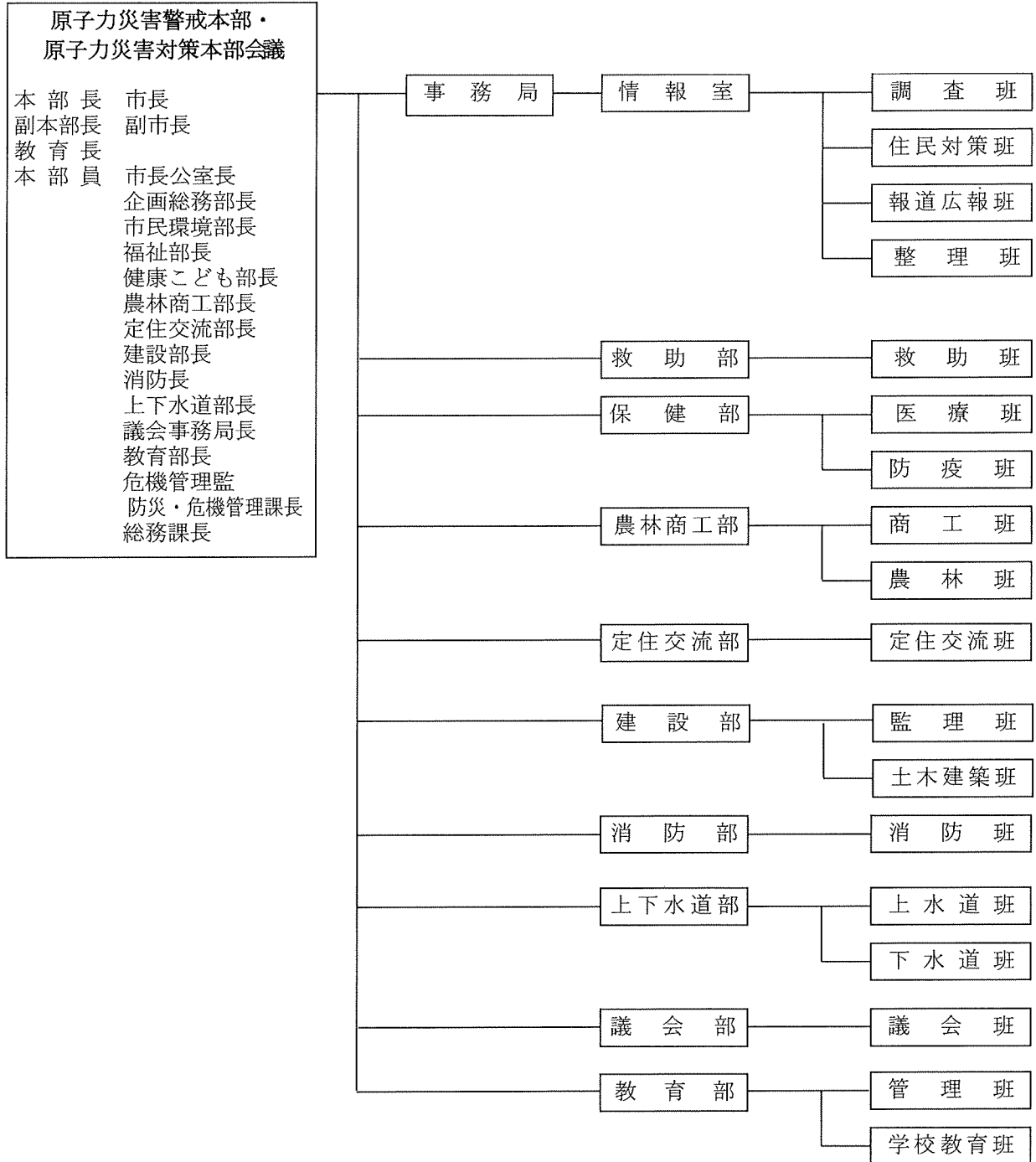
2 担当部・課の事務分掌

担当部名	担当課名	事務分掌
市長公室 企画総務部	秘書広報課	1 広報活動に関すること。
	防災・危機管理課	1 関係部局会議の招集及び運営に関すること。
	職員課	2 関西電力株式会社との連絡調整に関すること。
	総務課	3 防災関係機関との連絡調整に関すること。
		4 被ばく防護資機材の調達・管理に関すること。 5 情報の収集に関すること。
市民環境部	環境保全課	1 緊急時モニタリングに関すること。
	環境企画課	
	市民・国保課	1 避難所の開設準備に関すること。
福祉部	社会福祉課	1 災害救助法の運用に関すること。
健康子ども部	保健推進課	1 緊急時医療措置の準備に関すること。
		2 安定ヨウ素剤の準備に関すること。
建設部	監理課	1 運輸・交通機関との調整に関すること。
	建設課	1 交通規制に関すること。
消防本部	警防課	1 災害情報の収集に関すること。
		2 広報活動に関すること。

別表 2

原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部の体制

1 構 成



2 その他

原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部に係る参集方法その他の事項については、別表3に定めるところによる。

3 担当部・課の事務分掌

部 等	班	事 務 分 掌	主として担当する課係
事 務 局		1 災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 2 原子力災害合同対策協議会に関する事。 3 対策拠点施設との連絡調整に関する事。 4 関西電力株式会社との連絡調整に関する事。 5 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 被ばく防護資機材の調達・管理に関する事。 7 災害対策措置状況の記録に関する事。 8 職員の動員に関する事。 9 市の防災業務関係者の安全確保に関する事。 10 市の災害業務関係者の被ばく管理に関する事。 11 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。	防災・危機管理課 職員課 総務課
情 報 室	調 査 班	1 災害状況の収集に関する事。	財政課
	住 民 対 策 班	1 市民相談窓口の設置に関する事。	会計課 監査委員事務局
	報 道 広 報 班	1 広報活動に関する事 2 報道関係機関との連絡調整に関する事 3 関係各部及び部内との連絡調整に関する事。	秘書広報課 企画政策課 行政デジタル推進課
	整 理 班	1 災害情報の収集・整理に関する事。	税務課
救 助 部	救 助 班	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 災害地域住民の記録に関する事。 4 関係各部との連絡調整に関する事。	市民・国保課 市民協働課 人権推進課
	防 疫 班	1 放射性物質の除去及び除染に関する事。	環境保全課 環境企画課
保 健 部	医 療 班	1 心身の健康相談に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 救護医薬品等の確保に関する事。 4 ヨウ素剤に関する事。 5 災害救助法の運用に関する事。 6 家庭動物対策に関する事。 7 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。	社会福祉課 子育て支援課 こども支援課 高齢者支援課 保健推進課 障害者支援課 地域包括支援課
農林商工部	商 工 班	1 被災中小企業に対する支援（融資等）に関する事。 2 生活関連物資の物価調査に関する事。 3 救援物資の調達に関する事。 4 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。	商工労政課
	農 林 班	1 被災農林漁業者に対する支援（融資等）に関する事。 2 食料の供給に関する事。 3 食料品等の物価調査に関する事。 4 汚染農林産物の出荷制限に関する事。 5 汚染畜産物の出荷制限に関する事。 6 汚染水産物の出荷制限に関する事。	農政課 林政課
定住交流部	定 住 交 流 班	1 観光客の避難誘導に関する事。 2 観光業に係る風評被害対策に関する事。 3 関係各部及び部内との連絡調整に関する事。	定住・地域政策課 観光交流課 文化・スポーツ振興課
建 設 部	監 理 班	1 緊急輸送に係る運輸・交通機関との調整に関する事。 2 関係各部との連絡調整に関する事。	監理課
	土 木 建 築 班	1 市管理道路に係る通行の規制に関する事。	建設課 都市計画課 建築課

部 等	班	事 務 分 掌	主として担当する課係
消 防 部	消 防 班	1 災害情報の収集に関する事。 2 住民等の避難誘導等に関する事。 3 広報活動に関する事。 4 救助、救急及び消火活動に関する事。 5 関係各部との連絡調整に関する事。	消防本部
教 育 部	管 理 班	1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。	社会教育課
	学 校 教 育 班	1 児童・生徒の健康管理に関する事。	学校教育課
上 下 水 道 部	上水道班	1 飲料水の取水制限に関する事。 2 飲料水・飲食物の摂取制限に関する事。 3 飲料水の供給に関する事。 4 水資源対策に関する事。	上水道課
	下水道班	1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。	下水道課
議 会 部	議 会 班	1 議会との連絡調整に関する事。 2 関係各部との連絡調整に関する事。	議会事務局

・原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか、別記4及び市地域防災計画一般対策計画編第3編第1章第1節第3第3項に定めるところによる。

4 その他

関係部局連絡会議に係る参集方法その他の事項については、別表3に定めるところによる。

別表 3

事故警戒・災害警戒・災害対策体制

体制		関係部局連絡会議	原子力災害警戒本部	原子力災害対策本部	
参集部課	設置時期	情報収集事態発生時	警戒事態発生時	施設敷地緊急事態発生時	
	本部長（副）	座長：市長（副市長・教育長）	市長（副市長・教育長）	同 左	
	設置場所	本庁舎3階委員会室	同 左	同 左	
	参集方法	時間内	庁内電話による連絡	同 左	同 左
		時間外	防災・危機管理課からの電話連絡	同 左	同 左
市長公室	秘書広報課 職員課 防災・危機管理課	同 左	同 左		
企画総務部	総務課	企画政策課 総務課 財政課 税務課 行政デジタル推進課	同 左		
市民環境部	市民・国保課 人権推進課 環境保全課 環境企画課	市民・国保課 市民協働課 人権推進課 環境保全課 環境企画課	同 左		
福祉部	社会福祉課	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 地域包括支援課	同 左		
健康こども部	保健推進課	子育て支援課 こども支援課 保健推進課	同 左		
農林商工部		商工労政課 農政課 林政課	同 左		
定住交流部		定住・地域政策課 観光交流課 文化・スポーツ振興課	同 左		
建設部	監理課 建設課	監理課 建設課 都市計画課 建築課	同 左		
消防本部	警防課	管理課 予防課 警防課	同 左		
上下水道部		上水道課 下水道課	同 左		
議会事務局		議会事務局	同 左		
教育委員会事務局		学校教育課 社会教育課	同 左		
その他		会計課 監査委員事務局	同 左		

第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、市は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

第3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国に対して専門家等の派遣を要請するものとする。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。また、必要に応じ、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第5 自衛隊の派遣要請の要求等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を要求するものとする。派遣の要請を求める際の手続等については、市地域防災計画一般対策計画編第3編第1章第3節自衛隊災害派遣計画に定めるところによるものとする。

第6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等を実施し、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 原子力災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(2) 市は、京都府やその他防災関係機関に対し、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 被ばくの可能性がある状況下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。

(2) 市は、京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 市の放射線防護を担う班は、市原子力災害対策本部管内に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

4 安全対策

(1) 市は、被ばくの可能性がある状況下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(2) 市は、被ばくの可能性がある状況下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、京都府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4章 避難、一時移転等の防護措置

第1 避難、一時移転等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。

1 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとする。

2 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう指示等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

3 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時放射線モニタリング結果や原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対するUPZの屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援

が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

4 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OIL に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

5 市は、住民等の避難誘導に当たっては、京都府と協力し、住民等に対し、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供をするものとする。

6 市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部長及び府に対しても情報提供するものとする。

7 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、京都府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するように指示することとされている。この場合、京都府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとされている。

8 市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

9 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

10 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内避難における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

第2 避難所等

1 市は、京都府と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

2 市は、京都府と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市に提供するものとする。

3 市は、京都府の協力のもと、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講じ、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与

の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士、福祉資格者等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に配慮するものとする。

- 4 市は、京都府と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は京都府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- 5 市は、京都府の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 6 市は、京都府の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 7 市は、京都府の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 8 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。

第3 広域一時滞在（一次避難）

- 1 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては京都府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- 2 市は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- 3 京都府は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待たないときは、市の要請を待たないで広域一時滞在のための協議要請を当該市の代わりに行うものとされている。

- 4 国は、市及び京都府が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に変わって行うものとされている。

第4 安定ヨウ素剤の配布及び服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- 1 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- 2 市は、京都府と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第5 避難行動要支援者への配慮

市は、被災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

第6 要配慮者への配慮

- 1 市は、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨を連絡するものとする。
- 4 市は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、京都府と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
綾部市奥上林公民館 (綾部市林業者等健康管理センター)	公民館	綾部市故屋岡町三反田15番地
高齢者支援センター松寿苑 (綾部市生活支援ハウス)	高齢者施設	綾部市八津合町1番地1・25番地
いこいの村(梅の木寮)	障害者施設	綾部市十倉名畑町久瀬谷2

第7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等

を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

公共施設や観光施設など、不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

第9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

第10 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 市は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のために必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- 2 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- 3 市及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6章 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

第1 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

第2 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行

うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。

市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第7章 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として京都府等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) 対応方針を決める少人数のグループのメンバー（国及び京都府の現地対策本部長、市の災害対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関の他、京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- (3) 市は、前項によっても人員、車両等に不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる京都府警察と密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通確保に必要な措置をとるものとする。

第8章 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急活動

- 1 市は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ京都府又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請するものとする。

なお、要請時には次の事項に留意するものとする。

- (1) 救助・救急の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路及び集結（待機）場所など

第2 医療活動等

- 1 市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- 1 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
 - (1) 事故が発生した施設名、発生時刻
 - (2) 事故の状況と今後の予想
 - (3) 各地域住民のとるべき行動についての指示
- 2 市は、住民等への情報提供に当たっては国及び京都府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な

様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- 3 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- 4 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、京都府、関係周辺市町村、関西電力株式会社等と相互に連絡を取り合うものとする。
- 5 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

- 1 市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を確立するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

- 2 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、京都府、関係周辺都道府県、消防機関、京都府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10章 自発的支援の受け入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

第1 ボランティアの受入れ

市は、国、京都府及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受け入れ

市は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入を希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

2 義援金の受入れ

市は、京都府と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11章 行政機能の業務継続に係る措置

- 1 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- 2 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策を始めとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12章 水資源対策

- 1 市は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 市は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射性物質の放出により、由良川をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、市は飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

第13章 家庭動物の対策

災害発生時には、所有者不明の家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

市は、国、府に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の整備について検討するものとする。

第14章 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、高浜発電所及び大飯発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画に定めるほか、関西電力株式会社規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

第1 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速且つ的確に収集する。

- (1) 事故の発生時刻及び場所
- (2) 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- (3) 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- (4) 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- (5) 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し
- (8) その他必要と認める事項

第2 原子力災害医療

原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

第3 退避誘導及び発電所内入域制限

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく災害対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

第4 原子力災害の拡大防止を図るための措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

第5 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

第6 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。

第4編 原子力災害中長期対策

第1章 基本方針

本編は、原災法第15条第4項の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び京都府と協議の上、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4章 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、京都府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5章 各種制限措置の解除

市は、京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6章 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7章 被災者等の生活再建等の支援

1 市は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 市は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 市は、京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8章 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び京都府と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止に努めるとともに科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適正な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9章 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

市は、国、京都府、政府系金融機関等と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10章 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。